

Weekly M&A Review

2009年6月5日 (No. 009)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

M&Aに関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

今週のディールレビュー

- エービーシー・マートによるユナイテッドアローズの株式取得
- パルコによるホテル事業譲渡
- ソースネクストの第三者割当増資
- 【中止】フューチャーベンチャーキャピタルのエクイティファイナンス

法制度アップデート

- レックス・ホールディングスのTOB価格問題に決着（最高裁決定）
- FX取引のレバレッジ規制（「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表）について

I. 今週のディールレビュー

1. 合併・株式交換・株式移転等

(1) エービーシー・マートによるユナイテッドアローズの株式取得（6月3日）

エービーシー・マート（東1 #2670）は、ユナイテッドアローズの株式取得を発表。

【株式取得概要】

対象	株式会社ユナイテッドアローズ（東1 #7606）
取得日	2009年6月3日
取得の相手先	株式会社イーエム・プランニング（非上場）
取得株数（持株比率）および取得価額	9,971,400株（23.3%）、6,571百万円

出所：6月3日付エービーシー・マート「株式会社ユナイテッドアローズの株式の取得に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ 取得の相手先のイーエム・プランニングは、エービーシー・マート代表者の個人会社。大量保有報告書上、2008年4月頃よりユナイテッドアローズ株を市場内取引にて取得していたと推測される。
- ✓ 今回の株式取得により、エービーシー・マートがユナイテッドアローズの筆頭株主に。
- ✓ エービーシー・マートの株価は、6月4日終値で2,215円（発表前日比+130円）。ユナイテッドアローズの株価は、6月4日終値で643円（発表前日比+13円）。

(2) パルコによるホテル事業譲渡（6月1日）

パルコ（東1 #8251）はホテル事業のHMIホテルグループへの譲渡を発表。

【事業譲渡概要】

対象事業	ホテル事業 —パルコの 100%子会社である㈱ホテルニュークレストンの株式譲渡およびホテル事業資産の譲渡（渋谷クレストンホテル・調布クレストンホテル・名古屋クレストンホテルなど）
譲渡先	HMI ホテルグループ（非上場）
譲渡実行日	2009年6月1日
譲渡価格	非開示

出所：6月1日付パルコ「当社グループのホテル事業の譲渡に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ パルコはホテル事業に関して、「その収益性や将来性を慎重に検証した結果、直営事業からの撤退を含めた抜本的な事業再編を行うことを決定」（同社2009年2月期決算短信より）と発表。その一環の事業譲渡とみられる。
- ✓ 譲渡対象のホテルニュークレストンは、2003年6月営業開始。2009年2月期には旅館施設の減損損失を計上するなど、近年では不採算事業となっていた模様。営業開始から約6年目での撤退となる。
- ✓ パルコの株価は、6月4日終値で738円（発表前日比±0円）。

2. ファイナンス

(1) ソースネクストの第三者割当増資（6月1日）

ソースネクスト（東1 #4344）は、ヨドバシカメラへの第三者割当増資を発表。

【第三者割当増資概要】

割当先	株式会社ヨドバシカメラ（非上場）
発行予定日	2009年6月17日
発行価格および数（持株比率）	27,850円/株（5月29日の終値と同値）、10,000株（7.9%）
調達総額および用途	277百万円、映画コンテンツの権利取得費用

出所：6月1日付ソースネクスト「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ ヨドバシカメラは従来ソースネクストの第三順位株主だったが、本増資引受により第二順位株主となる（持株比率は6.44%から13.37%に増加）。
- ✓ ソースネクストの株価は、6月4日終値で32,800円（発表前日終値比+4,950円）。マーケットは本増資を好感か。

(2) 【中止】フューチャーベンチャーキャピタルのエクイティファイナンス（6月1日）

フューチャーベンチャーキャピタル（大へ #8462）は、5月21日に発表していた韓国のベンチャーキャピタルである韓国技術投資株式会社（K T I C）への第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債（C B）の発行を中止すると発表した。ただし業務提携は予定どおり実施する見通し。

【中止】第三者割当増資概要

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

割当先 (払込額・持株比率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ K T I Cホールディングス (33 百万円、6.6%) ・ 徐 甲洙氏 (K T I C会長) (33 百万円、6.6%) ・ 志垣重政氏 (K T I C J A P A N社長) (33 百万円、6.6%) 計 101 百万円 (19.8%)
発行予定日	2009 年 6 月 19 日
発行価格 (プレミアム)	11,920 円/株 (発表日前日終値比：▲22.1%、直近 3 ヶ月間平均比：+2.0%)
調達総額 (資金使途)	101 百万円 (組合出資金および運転資金)

【中止】CB概要

割当先 (払込額)	K T I Cホールディングス (60 百万円)
発行予定日	2009 年 6 月 19 日
発行価格 (プレミアム)	11,920 円/株 (発表日前日終値比：▲22.1%、直近 3 ヶ月間平均比：+2.0%)
調達総額 (資金使途)	60 百万円 (組合出資金および運転資金)

出所：6月1日付フューチャーベンチャーキャピタル「第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行中止に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ K T I C側の「事務手続き上の問題」により、エクイティファイナンスが中止に。
- ✓ フューチャーベンチャーキャピタルの株価は、6月4日終値で14,000円（発表前日終値比+1,190円）と増加。

II. M&A法制度アップデート

1. レックス・ホールディングスのTOB価格問題に決着（最高裁決定）

「1株23万円の買取価格が不当に低い」としてレックス・ホールディングス（以下「レックスHD」）の旧株主が申し立てていた件に関し、5月29日、最高裁は東京高裁決定（2008年9月12日）を支持し、レックスHD側の特別抗告を棄却する決定を行った。

これにより、買取価格を1株336,966円とした東京高裁決定が確定。会社法施行後においてTOB価格決定を巡る最高裁の初判断となる模様。

【これまでの経緯】

2006年11月10日	<p>AP8によるレックスHDに対するTOB（経営陣が参加するMBO形式）を発表。レックスHDは賛同意見を表明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TOB価格：230,000円（2006年11月9日までの過去1ヶ月間平均終値202,000円に13.9%のプレミアムを上乘せ。バリュエーションはアビームM&Aコンサルティング㈱） ・ TOB期間：2006年11月11日～12月12日（21営業日） ・ スクイーズアウトの方針：全部取得条項付株式による
-------------	---

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

2006年12月12日	TOB終了。AP8がレックスHDの91.78%の議決権を取得（注）。 （注）間接保有分を含む
2007年4月	レックスHDの株主がTOB価格が不当に安いとして、東京地裁に申立。
2007年5月9日	スクイーズアウト実行（全部取得条項付株式の全部の取得）。
2007年12月19日	東京地裁による決定 —TOB価格は1株23万円、というレックスHD側を支持する決定。株主側抗告。
2008年9月12日	東京高裁による決定 —レックスHD主張の23万円を約10万円上回る「33万6966円」という決定（6ヵ月平均に2割のプレミアムを載せた価格）。レックスHD側抗告。
2009年5月29日	最高裁による決定 —レックスHD側の特別抗告を棄却。東京高裁決定が確定。

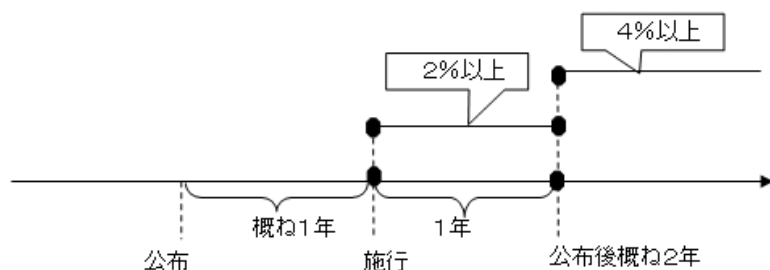
2. FX取引のレバレッジ規制（「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表）について

金融庁は、5月29日に金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)を公表した。

これは、外国為替証拠金取引（FX取引）のレバレッジ倍率について、上限を**25倍**とするものである。

（個人顧客を相手方とするFX取引等について、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する。但し、ただし、公布から概ね2年後までは2%以上とする経過措置あり）

【イメージ図】



出典；金融庁ホームページ

従来FX取引には、レバレッジの上限規制は特段設定されていなかった。本規制により、特に高レバレッジを商品の売りにしてきた中小のFX業者を中心に統廃合が進むものと思料される。

なお、パブリックコメントの内容については、金融庁のウェブサイトを参照のこと。

<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090529-3.html>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 高桑 昌也

Tel 03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。